

さいたま市告示第 1 4 7 8 号

さいたま市ごみ収集所の設置及び管理に関する要綱の一部を改正
する告示を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 1 日

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市ごみ収集所の設置及び管理に関する要綱の一部を改正する告示

さいたま市ごみ収集所の設置及び管理に関する要綱（平成２１年さいたま市告示第７０２号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第４号（その２）（第１６条関係） 一般廃棄物（家庭ごみ）収集所に係る申請書 [略] １ 収集品目（該当するもの全てにレ点を付けてください。） ☐ もえるごみ ☐ もえないごみ・有害危険ごみ・資源物２類（古紙類、繊維） ☐ 資源物１類（びん、かん、ペットボトル・ <u>プラスチック資源</u> ） [略]	様式第４号（その２）（第１６条関係） 一般廃棄物（家庭ごみ）収集所に係る申請書 [略] １ 収集品目（該当するもの全てにレ点を付けてください。） ☐ もえるごみ ☐ もえないごみ・有害危険ごみ・資源物２類（古紙類、繊維） ☐ 資源物１類（びん、かん、ペットボトル・ <u>容器包装プラスチック</u> ） [略]

附 則

この告示は、令和８年１０月１日から施行する。